

平成31年2月20日

青森県教育委員会第316回臨時会

期 日 平成31年2月20日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1

### 3 議 案

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について ……（非公開の会議）
- 議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について ……………（非公開の会議）
- 議案第3号 市町村立学校職員の人事について ……（非公開の会議）
- 議案第4号 県立学校職員の人事について ……………（非公開の会議）
- 議案第5号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について …………… 2
- 議案第6号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について …… 5

### 4 閉 会

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 平成 3 1 年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例案
- 5 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 青森県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 9 青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 1 0 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 1 1 青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例案
- 1 2 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案
- 1 3 青森県武道館条例の一部を改正する条例案
- 1 4 青森県立郷土館条例の一部を改正する条例案
- 1 5 青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案
- 1 6 平成 3 0 年度青森県一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会所管分）

# 議案第5号

## 青森県立学校管理規則の一部を改正する 規則案について

### 1 提案理由

学校評議員の委嘱手続の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

学校評議員については、各県立学校長が各地域の実情に応じて適任者を推薦し、県教育委員会が委嘱しているが、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善を図るため、推薦によらず、各県立学校長の選考により県教育委員会が委嘱することとし、所要の整備を行うものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

平成31年3月1日から施行する。

## 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第三項中「、校長の推薦により」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

青森県立学校管理規則新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(学校評議員)                      第十八条の二 (略)                      2 (略)                      3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、委員会が委嘱する。</p>	<p>(学校評議員)                      第十八条の二 (略)                      2 (略)                      3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、<u>校長の推薦により</u>、委員会が委嘱する。</p>

# 議案第6号

## 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 に関する規則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱手続の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、各県立学校長が学校の実情に応じて適任者等を具申し、県教育委員会が委嘱又は解嘱しているが、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善を図るため、具申によらず、各県立学校長の選考等により県教育委員会が委嘱又は解嘱することとし、所要の整備を行うものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

平成31年3月1日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「校長の具申（第一号様式）により」を削る。

第四条中「、校長の具申（第二号様式）により」を削る。

第一号様式及び第二号様式を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。



○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>(委嘱)</p> <p>第三条 学校医、学校歯科医（以下あわせて「校医」という。）及び学校薬剤師（以下「薬剤師」という。）は、青森県教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解嘱)</p> <p>第四条 校医及び薬剤師の解嘱は、委員会が行う。</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第三条 学校医、学校歯科医（以下あわせて「校医」という。）及び学校薬剤師（以下「薬剤師」という。）は、<u>校長の具申（第一号様式）</u>により青森県教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解嘱)</p> <p>第四条 校医及び薬剤師の解嘱は、<u>校長の具申（第二号様式）</u>により、委員会が行う。</p>

改正後	改正前
<p>第1号様式（第3条関係） <u>削除</u></p>	<p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">〇〇〇 第 号 年 月 日</p> <p>青森県教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">青森県立〇〇学校 校長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">校医等の委嘱について（具申）</p> <p>本校（〇〇校舎）の学校医 <span style="font-size: 2em;">{</span> 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 (健康管理医) <span style="font-size: 2em;">}</span> を</p> <p>下記により委嘱して下さるよう、必要書類を添えて具申します。</p> <p>~~~~~</p> </div>
<p>第2号様式（第4条関係） <u>削除</u></p>	<p>第2号様式（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">〇〇〇 第 号 年 月 日</p> <p>青森県教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">青森県立〇〇学校 校長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">校医等の解嘱について（具申）</p> <p>本校（〇〇校舎）の学校医 <span style="font-size: 2em;">{</span> 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 (健康管理医) <span style="font-size: 2em;">}</span> を</p> <p>下記により解嘱して下さるよう、具申します。</p> <p>~~~~~</p> </div>

# 参 考 資 料

第 3 1 6 回臨時会（平成 3 1 年 2 月）

- 報告第 1 号  
議案に対する意見について P 1 ~ 8
- 議案第 6 号  
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案  
について P 9 ~ 10



# I 青森県教育委員会関係予算案の概要

参 考 資 料  
報 告 第 1 号 関 係

平成31年度当初予算における青森県教育委員会関係予算額は、**1,294億2,836万1千円**となり、平成30年度当初予算額との比較では、**9億437万8千円**の減額、その伸び率は**0.7パーセントの減**となる。

また、国の補正予算関連の平成30年度2月補正予算額は、**4億4,032万9千円**となっている。

(1) 当初予算額 (単位:千円、%)

区 分	平成31年度		平成30年度		前年度との比較	
	予算額 A		予算額 B		増減額(A-B)	伸び率
教 育 費 (教育委員会所管分)	129,428,361		130,332,739		△ 904,378	△ 0.7

(2) 予算目的別内訳 (単位:千円、%)

区 分	平成31年度		平成30年度		前年度との比較		
	予算額 A	構成割合	予算額 B	構成割合	増減額(A-B)	伸び率	
歳 入	使用料及び手数料	3,114,571	2.4	3,129,730	2.4	△ 15,159	△ 0.5
	国庫支出金	23,455,680	18.1	23,187,172	17.8	268,508	1.2
	財産収入	236,444	0.2	249,347	0.2	△ 12,903	△ 5.2
	寄附金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	繰入金	265,770	0.2	290,345	0.2	△ 24,575	△ 8.5
	諸収入	513,046	0.4	429,418	0.3	83,628	19.5
	県債	3,344,000	2.6	3,232,000	2.5	112,000	3.5
	一般財源	98,498,850	76.1	99,814,727	76.6	△ 1,315,877	△ 1.3
計	129,428,361	100.0	130,332,739	100.0	△ 904,378	△ 0.7	
歳 出	教育総務費	4,832,759	3.7	4,913,851	3.8	△ 81,092	△ 1.7
	小学校費	45,228,217	35.0	46,182,208	35.4	△ 953,991	△ 2.1
	中学校費	28,078,602	21.7	28,959,061	22.2	△ 880,459	△ 3.0
	高等学校費	33,082,956	25.6	32,644,734	25.1	438,222	1.3
	特別支援学校費	12,829,752	9.9	12,963,853	9.9	△ 134,101	△ 1.0
	社会教育費	2,996,690	2.3	2,879,493	2.2	117,197	4.1
	保健体育費	2,379,385	1.8	1,789,539	1.4	589,846	33.0
	計	129,428,361	100.0	130,332,739	100.0	△ 904,378	△ 0.7

(3) 課(室)別予算内訳 (単位:千円、%)

区 分	平成31年度		平成30年度		前年度との比較	
	予算額 A	構成割合	予算額 B	構成割合	増減額(A-B)	伸び率
教育政策課	63,799	0.1	69,103	0.1	△ 5,304	△ 7.7
職員福利課	110,689,499	85.5	112,699,261	86.4	△ 2,009,762	△ 1.8
学校教育課	1,596,264	1.2	1,569,189	1.2	27,075	1.7
教職員課	66,590	0.1	67,096	0.1	△ 506	△ 0.8
学校施設課	11,625,728	8.9	11,251,857	8.6	373,871	3.3
生涯学習課	1,841,211	1.4	1,652,784	1.2	188,427	11.4
スポーツ健康課	2,379,385	1.8	1,789,539	1.4	589,846	33.0
文化財保護課	1,155,479	0.9	1,226,709	0.9	△ 71,230	△ 5.8
高等学校教育改革推進室	10,406	0.1	7,201	0.1	3,205	44.5
計	129,428,361	100.0	130,332,739	100.0	△ 904,378	△ 0.7

## 1 学ぶ意欲や主体的に探究する力の向上



ふるさとを愛する心やグローバルな視野を持ち、自ら考え行動する力や情報活用能力など新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもたちを育むことが求められる。

このため、よりきめ細かな教育環境を整備しつつ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、主体的・対話的で深い学びの実践をとおして、主体的に学習に取り組む態度の育成や、思考力・判断力・表現力等確かな学力の向上に取り組む。

- 新規** 学びの質を高める授業改善プロジェクト事業
- 新規** 未来社会を切り拓く高校生の資質・能力育成事業
- 新規** 青森県英語教育連携推進事業
- 継続** 青森県の将来を担うグローバル人財育成事業
- 新規** ICT教育推進事業
- 継続** ドリカム人づくり推進事業
- 継続** 学校図書館活動支援事業
- 継続** あおもりっ子育みプラン21
- 継続** 外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業

## 2 子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり



学ぶ意思のある子どもたちが必要な教育の機会を得ることができる環境づくりを進めるとともに、いじめや不登校などへの対策、特別な教育的ニーズのある児童生徒の学びと就労への支援を通じて、子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくりを推進する必要がある。

このため、高校生に対する修学支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等による小・中・高等学校における相談支援体制の充実、特別支援教育の充実等に取り組む。

- 拡充** 奨学のための給付金事業（国公立）
- 継続** 県立高等学校等就学支援金交付金
- 新規** 青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業
- 継続** みんなで考えるいじめ防止対策推進事業
- 拡充** 学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業（スクールカウンセラー配置・派遣、スクールソーシャルワーカー配置）
- 継続** いじめ防止キャンペーン推進事業
- 継続** スクールライフサポーター配置事業
- 新規** 特別支援学校における障害者スポーツ推進事業
- 継続** 高等学校における特別支援教育体制強化事業
- 継続** 特別支援学校技能検定事業
- 継続** 特別支援学校生徒の夢や志を支援する就労促進事業
- 継続** 高等学校における通級による指導

### 3 地域の活力を創り出す人財の育成と文化・スポーツの振興



地域の活力を創出し維持していくためには、学校・家庭・地域の連携の下、ふるさとあおもりの地で活躍する人財の育成や、健康寿命の延伸に向けた健康づくり・スポーツ振興、かけがえのない文化財の保存・活用による次代への着実な継承が求められる。

このため、児童生徒の将来の県内定着に向けた学校と地域企業等のネットワークの強化や、高等学校におけるキャリア教育の充実、地域の課題に主体的に取り組む意欲ある人財の育成等に取り組む。

また、運動を通じた健康づくりや、国民スポーツ大会の本県開催に向けた取組等を進める。

さらに、特別史跡三内丸山遺跡等の適切な保存と積極的な活用・情報発信とともに、郷土を知り、魅力を発信できる人財の育成に取り組む。

#### 【ふるさとあおもりの地で活躍する人財の育成】

- 新規** 地域と連携したキャリア教育推進事業
- 継続** 高校生の就職総合支援プロジェクト事業
- 新規** 三農発「観光・スマート農業」推進プロジェクト事業
- 継続** 地域の産業とビジネスを支える人づくり事業
- 継続** 「地域のお宝」を学び地域活動を担う高校生育成事業
- 新規** 若者・女性の学び直しを通じたキャリア形成支援事業
- 継続** 子どもたちの成長を支える「地域のチカラ結集」推進事業
- 継続** 特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業

#### 【健康寿命の延伸に向けた健康づくり・スポーツ振興】



- 新規** みんなが主役！スポーツで健康づくり事業
- 継続** 子どもの健康づくり体制支援事業
- 新規** 学校における運動部活動推進事業
- 拡充** 第80回国民スポーツ大会開催準備事業
- 拡充** 競技力向上対策特別事業
- 新規** 第75回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会開催経費

#### 【かけがえのない文化財の保存・活用】



- 新規** 高校生縄文案内人養成事業
- 継続** さんまる魅力まるごと発信事業

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案  
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案  
外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例案  
地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

）について

## 1 改正の経緯

地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められていることを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成32年4月1日より施行されるが、同法により創設された会計年度任用職員の勤務条件、給与等については条例で定めることとされていることから、改正を行うものである。

## 2 改正法の概要（会計年度任用職員制度の創設）

これまで任用していた一般職の非常勤職員、臨時的任用職員、特別職の非常勤職員の任用について、臨時的任用職員は「常勤職員に欠員を生じた場合」に、特別職非常勤職員は、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化し、それ以外のものは、新たに創設される一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」とするものである。

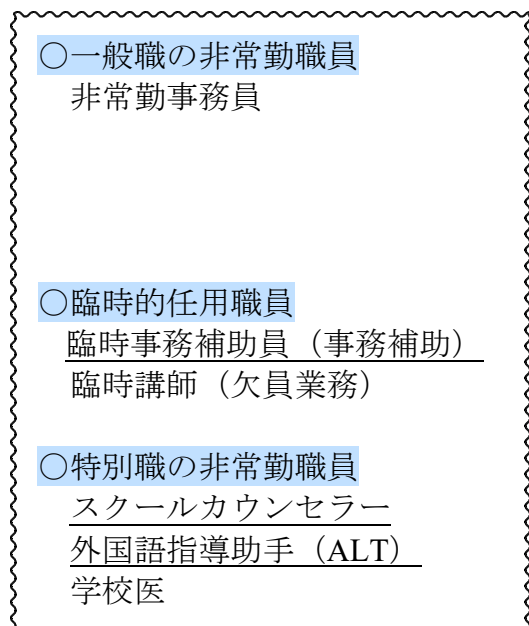
なお、「会計年度任用職員」は「一会計年度内を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と定義されており、勤務時間に応じてフルタイムとパートタイムの2つの類型が設けられている。

また、フルタイムの会計年度任用職員には、給料、諸手当、旅費が、パートタイムの会計年度任用職員には、報酬、期末手当、費用弁償が支給されるほか、どちらの会計年度任用職員にも、守秘義務等、一般職の常勤職員とほぼ同様の服務規律が求められることとなる。

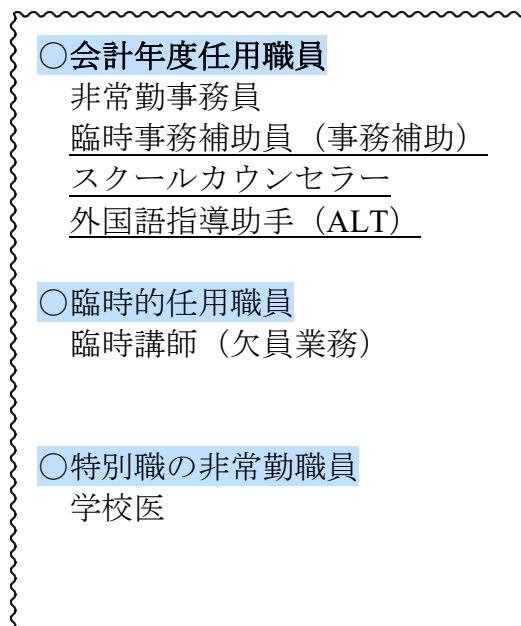


【青森県教育委員会で任用する職の例】

< 現行での位置付け >



< 改正法での位置付け >



3 改正内容について

別添一覧のとおり

4 施行年月日

- ① 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
平成31年4月1日
- ② ①以外の条例  
平成32年4月1日

5 その他

職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇を人事委員会規則で定めることのほか、職員の一定の時間を超える時間外勤務を原則として制限することについても規定される。

(別添)

改正内容一覧

一部改正（廃止）する条例	改正内容
<b>1 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案</b>	
職員の育児休業等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員に勤勉手当を支給しないこと及び会計年度任用職員の育児休業からの復帰後、給料の号給の調整を行わないことを規定</li> </ul>
職員の分限に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の休職期間について規定</li> </ul>
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイムの会計年度任用職員に対して減給処分を行う場合、報酬を減額することを規定</li> </ul>
職員の給与に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表の適用対象から会計年度任用職員を除くことを規定</li> <li>・会計年度任用職員の給与の種類、額及び支給方法について規定</li> </ul>
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時的任用職員及び会計年度任用職員として任用される単純労務者の給与の種類、額及び支給方法を規定</li> </ul>
職員の退職手当に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイムの会計年度任用職員が退職手当の支給対象とならないことを規定</li> </ul>
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時的任用職員及び会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類、額及び支給方法を規定</li> </ul>
<b>2 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案</b>	
職員等の旅費に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイムの会計年度任用職員に費用弁償を支給することを規定</li> </ul>
<b>3 外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例案</b>	
外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例	(廃止) ※会計年度任用職員の取扱いに含む。
<b>4 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案</b>	
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員が条件付採用となることによる所要の整理</li> </ul>
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	
青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムの会計年度任用職員について、人事行政の運営の状況を報告することを規定</li> </ul>
特別職の職員の給与に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の非常勤職員として、新たに投票管理者等総務省令で定める職が追加されたことに伴う所要の整理</li> </ul>
特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例	
<b>5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</b>	
職員の勤務時間、休暇等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の勤務時間及び休暇を人事委員会規則で定めることを規定</li> <li>・職員の一定の時間を超えた時間外勤務を原則として制限することを規定</li> </ul>

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

### 1 改正理由

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年4月1日から高等学校における通級による指導(※)が制度化されたことに伴い、学校職員の特殊勤務手当の一つである特別支援教育手当について、所要の改正を行うものである。

※ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のこと。

### 2 改正内容

障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合に支給される特別支援教育手当の支給対象職員は、職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「条例」という。）により、特別支援学校、小学校又は中学校に勤務する教諭等とされている。

今回、高等学校において通級指導を既に実施しているところであるが、当該指導の実施状況等を踏まえ、高等学校の教諭等を新たに支給対象職員として取り扱うことができるよう条例を改正するものである。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

平成30年度一般会計補正予算（第3号・国補正等）について（教育委員会所管分）

2月補正予算額	440,329千円
現計予算額	130,406,339千円
補正後の予算額	130,846,668千円

◎計上の主なもの

**特別支援学校費 440,329千円**

- 県立学校施設環境整備事業費 440,329千円  
〔 国庫補助金を活用し、特別支援学校に冷房設備等の整備を行う。 〕

## 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する 規則の一部を改正する規則案について

### 1 改正の趣旨

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、各県立学校長が選考等をし、県教育委員会が委嘱又は解嘱（以下「委嘱等」という。）することとするため、青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（以下「規則」という。）を改正するものである。

### 2 改正の概要

#### （1）現状及び改正の理由

今般、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善の観点から、適正かつ効率的な事務処理を行うため、業務の効率化が図られるものがないか検討したものである。

平成30年度の学校医等の配置状況は1校当たり5名程度、計402名で、当該職に係る委嘱等に係る事務手続は、スポーツ健康課が行っており、委嘱に係る事務手続は4月初めに集中することから、年度当初の業務の負担となっている。

この学校医等の委嘱等の手続については、各県立学校長が学校の実情に応じて適任者等を選考等した上で県教育委員会に具申し、その後県教育委員会において委嘱等を行っているのが現状である。各県立学校長が具申によらず、直接選考等を行うことができるよう、規則の改正を行うものである。

#### （2）校長への委任の可否

学校医等については、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職に属する地方公務員として位置付けられていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号（教育長への委任の除外規定）により、校長へ委嘱権限を委任することはできないものである。

#### （3）今回の改正について

学校医等の委嘱等の権限を学校長へ委任することはできないことから、委嘱等の権限を教育委員会に残したまま、各県立学校長が選考等を行うことができるよう、規則から「校長の具申により」の文言を削除し、併せて関係様式（第1号様式及び第2号様式）についても削除するものである。

なお、青森県教育委員会専決代決規程については、別途改正するものである。

#### （4）改正の時期

学校医等の委嘱期間は、おおむね4月1日からであることから、3月中に選考ができるよう改正する。

#### （5）改正内容

別紙のとおり

### 3 施行年月日

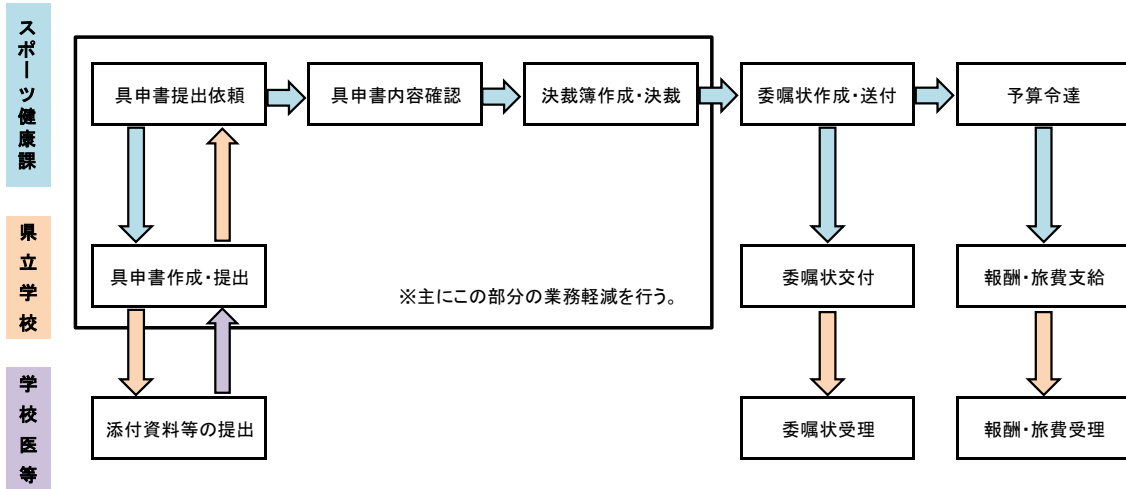
平成31年3月1日から施行する。

【参考】

委嘱等事務フロー図

参 考 資 料  
議案第6号関係

①学校医等の委嘱等に係る事務手続(改正前:現行)



②学校医等の委嘱等に係る事務手続(改正後)

